

Title	和歌山県民権家児玉仲兎と慶應義塾：租税論の展開を中心として
Sub Title	
Author	高木, 不二(Takagi, Fuji)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1984
Jtitle	近代日本研究 Vol.1, (1984.),p.71- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19840000-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

和歌山県民権家児玉仲児と慶應義塾

——租税論の展開を中心として——

高 木 不 二

(福澤研究センター所員)

はじめに

まず児玉仲児のプロフィールを、彼みずからの手になる履歴書(草稿)によって紹介しておこう。

「児玉仲児履歴

本貫族籍 和歌山県紀伊国那賀郡粉川村平民

位記 従七位

名誉表彰 憲法発布記念章

大日本水産会名誉会員ノ章

出生地 紀伊国那賀郡粉川村

生年月日 嘉永二年十一月十四日

父 児玉義條

母 西 玄

教育 從津藩土井有恪修漢学後入慶應義塾学英書

業務 農

官公服務

明治十二年為和歌山県會議員 十三年県會常置委員 十四年県會副議長 十六年県會議長 十八年任那賀郡長

廿三年為衆議院議員 廿五年再為衆議院議員 自己得票数 千四十九票 競争者得票数 八百十三票 (自由党

員中西光三郎)

三十三年十二月第一区補欠選挙 三十四年 同年五月 武徳会支部常議員 同 十月 和歌山教育會名譽會

員

これをもとに、簡単に彼の経歴をたどってみる。嘉永二年(一八四九)児玉仲児は、和歌山県那賀郡粉川村(河)において、代々大庄屋をつとめたという素封家児玉家に、庄右衛門(義條)の次男として生をうけた。若くして津藩の土井馨牙塾にて漢学を、さらに東京に出て慶應義塾にて英書を学ぶ。のち郷里に帰って明治九年(一八七六)地租改正反対闘争の起爆役を果たし、明治十一年(一八七八)には学習結社「実学社」を結成、これを核にやがて自由民権運動の渦中に身を投じる。一方、これと並行する形で、一二年(一八七九)初代和歌山県會議員に当選を遂げ、一五年以後副議長・議長を歴任し、また常置委員もつとめている。しかし民権運動が閉塞するなかで、明治十一年(一八八六)には那賀郡長に就任、地方行政にたずさわるが、程なく陸奥宗光との紐帯を強めて中央政界に進出、明治二三年(一八九〇)第一回衆議院議員となり、その後も二度にわたって当選を果している。またこの間、実学社からんで私学「猛山学校」を経営し、教育活動に積極的な取り組みをみせているほか、地方産業ことに運輸関係事業の発展にも力をつくし、「紀和鉄道株式会社」「紀州船渠株式会社」の設立などに参画している。

児玉については従来、地租改正反対一揆の理論的指導者、あるいは紀北自由民権運動の旗手などの評価が与えられてきた。しかしこれらの評価も、その前提となる児玉の軌跡そのものを一貫して扱わずなされたものと

第1表

	旧 反 別				旧 高				改 正 反 別				地 価	
	町	反	畝	歩	石	斗	升	合	町	反	畝	歩	円	角
中山村分	2.	3.	1.	11	37.	3.	0.	3	2.	7.	5.	14	2,025.	17
粉河村分	—	—	—	—	29.	2.	4.	7. ³	3.	3.	5.	17	3,087.	759
東毛村分	0.	3.	9.	23	4.	1.	1.	4	0.	6.	9.	17	345.	737
中津川村分	—	—	—	—	5.	7.	6.	3	1.	0.	6.	00	726.	37
藤井村分	0.	7.	1.	00	17.	2.	8.	6	0.	8.	4.	08	680.	74
長田中村分	0.	9.	5.	22	15.	8.	6.	0	1.	0.	0.	27	682.	954
南志野村分	—	—	—	—	39.	8.	5.	8. ²	2.	7.	6.	25	2,526.	20
松井村分	0.	0.	7.	12	1.	2.	5.	8	0.	0.	7.	05	76.	613
井田村分	3.	5.	5.	05	60.	8.	3.	9	3.	8.	2.	18	4,321.	77
東野村分	—	—	—	—	21.	3.	7.	0. ⁹	1.	8.	2.	04	1,813.	13
下丹生谷村分	—	—	—	—	20.	6.	6.	8	1.	6.	5.	21	1,388.	27
計	8.	0.	0.	13	253.	5.	6.	7. ⁴	19.	8.	6.	06	17,674.	713

安政2年2月「庄右衛門持高覚 義條書之」(児玉家文書)より作成。
 なお改正反別及び地価は、後に書き加えられたものと思われる。

は言い難い。

そうした研究状況にかんがみ、本稿は近代日本国家形成期に活躍した一豪農としての児玉の軌跡を、可能な限り追いつづける中で、母校慶應義塾とのかわりを感じつつ新たな児玉像の造影を試みんとするものである。

対象とする時期は、児玉が慶應義塾に学んで近代思想を摂取し、帰郷後地租改正反対闘争をして自由民権運動に挺身して挫折した、明治七年(一八七四)から一七年(一八八四)頃迄に限定したい。

なお考察に際しては、彼の租税論に着目していくこととするが、その理由は、それこそがこの時期の彼の思想や行動のバックボーンをなしていると考ええるからである。

第一章 慶應義塾入社

まず児玉家の土地所有状況を、一瞥しておこう(第1表参照)。
 これを見るに、粉河村・井田村を中心に、旧反別の二・五倍の土地を集積し、地租改正時二〇町歩近い土地(地価一万七千円余)を所有する地主であったことがわかる。

しかも児玉家は村民の指導にあたる家柄であり、こうした

環境のもとで、仲児は兄の夭逝のため事実上の長男として、幕末から明治初年にかけて当時の農民としては第一級の教育を受けていたのである。

仲児の慶應義塾入社の時期については、入社帳に次のように記されている。

「本人姓名 児玉仲児

府県 和歌山県下

身分 農

年令 二十四歳

社中ニ入タル月日 明治七年一月五日

入社証人ノ姓名 山東直砥」

これによれば、仲児の入社は明治七年（一八七四）一月五日であるが、和歌山県出身の農民としては、最も早い時期の入社生の一人である。なお入社証人となっている山東直砥（二郎）は、児玉家とはかねてから交際のあった紀州出身の士族で、当時神奈川県参事をつとめていた。⁽¹⁾

仲児の学生々活に関して、その出欠状況・成績及び入社時期については、「慶應義塾学業勤惰表」から明らかにしうる。当時慶應義塾は、明治六年四月一二日付をもって東京府に提出した、「私学慶應義塾開業願」に明らかなように、学制を改革・整備し、従来単一であった課程についても、正則・変則の両科を設けるに至っていた。それによれば、既に満一七才を過ぎ、「才氣既に発生したる者」は、変則科に学ぶことになっており、仲児が属したのは、この変則科のなかの「等外第一番口組」である。そこでの彼の学業実績は、出席割合（出席率）九七、読方割合（試験成績）七九となっており、両者の割合を差引して決める席次では、当該組二五人中二番目に位置し

ている。仲児の奮闘ぶりが、うかがわれよう。

学習内容については、義塾側の資料から判断する他はないが、変則科一般のものとして、「専ら読方及訳を覚えしむるを主旨とし、其時間は等級に由り三時乃至二時間とす。尤学期年限等の定りなし。其読本は凡左の如し。リードル 文典 地理書 究理書 歴史 修身論 経済書等」という規定があり、彼の場合もこれに則て学習がなされたものと思われる。

なお仲児の入社期間は、明治七年一月五日から四月一二日までの一四週間となっており、『和歌山県那賀郡誌』の「慶應義塾に学ぶこと二ケ年」という記述は、訂正を要する。やや短いようにも思えるが、後年の彼の思想や行動、義塾との交流の親密さから察するに、想像以上にこの入社期間の持つ意味は重いようにみえる。そしてこの時間の密度を形づくったものは、英書を通じて西洋近代思想に接触させる学習内容もさることながら、それ以上に福澤をはじめとする、義塾社中との人格的・思想的交流の深さであったろう。

そこで次に、この時期の福澤の思想について触れておきたい。

明治七年の年頭にあたり、社中会同の際行った演説の中で、福澤は一国の文明を支える精神について言及し、「人民独立の気力」の必要性を強調した。そして主に文明を担う主体を、「私立の人民」に求め、ことに義塾社中にその先兵として、それぞれの分野で学問を実践にうつすべきことを説いたのである。これは、間もなく『学問のすゝめ』第五編として出版されるに至る有名なものであるが、ここに見られる、「一国独立に向けての、「私立の人民」による学問の実践化を挺子とする、民間主導型文明化路線」の提唱は、福澤啓蒙思想の一つの到達点を示していると言えよう。

と同時に、福澤はもう一方で、同時期発刊した『民間雑誌』において、ある重要な提言を行っていた。それは

まず、過重な農租にもとづく農民の窮状の指摘にはじまる。

「今日実際に行はるゝ処を見れば、商税先づ行はれて農租未だ其実を減ずるもの稀なり。故に商工は殆ど片荷を担はんとして百姓は未だ其卸す可き片荷を卸さず。政府は恰も一荷半の荷物を費すものと云ふ可し。且つ往日の百姓は一荷の荷物を担へども、國中唯この一荷あるのみにて、この一荷をさへ担へば他の商工は無税なるを以て、無税の者に向て産物を売れば其事易くして其利饒し。此際に当て百姓は僅に残喘を喘ぎ、地獄に仏の思を為すことなりしが、今日は則ら然らず。商工既に有税の世となれば、百姓の有様残喘を喘ぐに所なく、荷物の釣合愈一方に偏るものと云ふべし。」⁽³⁾

その上で、さらにこのひずみを広げる現今の中央集権的財政構造を弾劾し、真の文明化のためその改革を求めたのである。

こうした「田舎の富」の中央への収奪が、上からの皮相な文明化を招き、真の文明化をさまたげているという主張が、先の「下からの文明化路線」の提唱と表裏一体となって高唱される時、それは地方農村出身の児玉仲児にとって、容易に共鳴しうるものであったことは察するに難くない。

折りしも留守政府による上からの急激な諸改革、ことに徴兵令と学制に強く反発して、凶作にあえぐ農民たちが、前年から福岡県はじめ西日本各地で、大規模な一揆の嵐をまきおこしているときであった。

慶應義塾退社後の仲児は、明治七年五月三一日大蔵省一三等出仕となり、記録局主任をつとめたという。なおこの年の九月三日に、同郷人二名が慶應義塾に入社した際、仲児が証人となっている事実は、見落されてはなるまい。一名は和歌山県那賀郡粉川村農民岩井諦、当時二六才一ヶ月、他の一名は八塚期々、同じく粉川村農民一八才九ヶ月である。この時の仲児の居所は、「東京第四大区一小区駿河台東紅梅町四番地居住」となっており、彼がこの時点でまだ東京に居ること、そして慶應義塾との関係がつづいていることが確認できる。

だが間もなく、「自由民権運動に感ずるところあつたらしく」、あるいは「健康を害」してとも言われるが、官を辞して郷里に帰った。

その後明治八年（一八七五）、彼は啓蒙・民権思想の普及に伴って「男女同権」如何の論が新聞・雑誌をにぎわわしている風潮の中で、一つの論説をものしている。⁽⁴⁾その内容は、一國独立に向けて「国の精神」を形成するうえで、男女同権の必要性を説き、そのために「女の教育渥くして」その「気性を高く持せる」べきことを唱えるものであった。これが『世界国尽』序、『中津留別の書』、『学問のすゝめ』などにみられる福澤啓蒙思想の圧倒的影響下にあることは明らかである。

かくして、退社後もしばらくは福澤あるいは慶應義塾とのかかわりをみせつつ、彼は思想形成を行っていったと思われるが、その仲兎が次に我々の前に姿をあらわす時には、既に地租改正反対闘争の理論的指導者に成長しているのである。

第二章 地租改正反対闘争

明治九年（一八七六）二月七日、仲兎は和歌山県令神山郡廉に宛てて、「貢米石代相場之義ニ付伺」とする抗議文を提出した。これがいわゆる「粉河騒動」と呼ばれる、地租改正反対一揆にいきつく、農民闘争の烽火となったのである。

これに先立って、明治六年七月地租改正法が公布されたのをうけて、和歌山では新任の神山権令のもとで、地券交付完了を待って、七年四月租税課に地租改正係を設け、地租改正作業の準備にとりかかっていた。そして八

年三月「地租改正ニ付人民心得書」を布達して、改正の趣意と手続を一般に知らしめ、まず土地の点検・測量に着手した。九月には中央から地租改正事務局員も派遣され、一二月には各区の量地検査は、第六・第七大区を除きほぼ完了している。またこれと共に、收穫量査定のため、七月頃から「各村地位等級」を取調べる作業にもとりかかっていた。

だが問題は米価の設定にあった。地価算定については、和歌山県の場合「地方官心得書」第二章の検査例第一則が適用されたと思われるが、⁽⁵⁾その際大きな意味をもつ米価は、明治三年より七年に至る五ヶ年間の地方米価の平均を基準とすることになっており、農民側もこれに大きな関心を寄せていた。ところが、県は明治八年度仮賃租分として石代納を希望していた粉河地区に対して、県内一率の石代相場として一石金五円五五銭と定めた旨を通告してきた。このレートは、この地方にとってはもとより、全国的にみてもいちぢるしく高価なものであり、それは県当局も認めるところであったが、地租改正時の地価算定基準ともなるものであるが故に、「減租」を認めない大蔵省からの指示を体して、敢えて高額設定にふみきったものであった。

この石代相場の非をならして抗議文をつきつけたのが、他ならぬ児玉仲児であったのである。

「貢米石代相場之義ニ付伺

昨八年分石代相場米一石ニ付金五円五拾五銭ト定ル旨御布令一出人民一同驚愕仕候、然り其後京都大坂堺兵庫等諸府県ノ石代相場ヲ伝聞スルニ并ニ五円廿一銭ニ止ル、就中堺県ノ如キ僅カニ五円ト云、乃チ本県ト比較スルニ大凡五十銭余ノ逕庭ヲ生ズ、右者何等ノ事情ヨリ比逕庭ヲ生セシカ彼京都大坂外二県ノ如キ米価我地方ニ比スレハ常ニ駕スト雖トモ不下而シテ独リ石代相場ニ至リ此大差ヲナシ、無智ノ小民甚ダ悟解ニ苦ミ哭泣ノ声四隣ニ聞エ、近クハ今日ヲ以論スルモ前件府県ハ市街边境ノ別ナク大抵方今米一石ヲ以テ金五円ニ易フ、然ルニ我地方ニ於テ者四円六拾銭ナラズヤ、現ニ売買スル所

ノ相場ヲ以テスルモ彼我ヨリ貴シ而シテ今日貢スル所ノ石代ニ至リテ我特ニ五十銭ノ上ニアリ、小民ノ悟解ニ苦シムモ亦宜ナラズヤ」⁽⁶⁾

既ち、実際の米価が同じかもしくは高い近隣府県の石代相場より、本県のそれが高い理由を示せというものであった。

これに対し県は九年二月二五日、この伺書を「脱字及不都合之廉アルヲ以テ」いったん返却校正せしめ、三日五日によりやくこれを受理した。その間、県は中央の地租改正事務局に稟議書を提出し、改租石代の改訂について打診するところであった。しかし仲兎の伺に対しては、三月八日県として公達にもついで明治五年以来の相場の平均をとったまでである旨を、答えただけであった。

仲兎はこれに納得せず、今度は三月一三日付で「貢米石代相場ノ儀ニ付建言」なる一文をつきつける。その内容は、公平を期すならば県は、米価の異なる「那賀郡及び名草・海部・伊都」の四郡と、「有田・日高・牟婁ノ三郡」について、二種の石代相場を設くべしというものである。⁽⁷⁾ 紀南三郡は、地形上常に那賀郡を含む紀北四郡より、米価が高かったのである。

仲兎のこうした貢米石代相場引下げ要求は、粉河村戸長八塚林之輔をはじめとする、第三大区一・二・三小区の正副戸長層を動かし、やがて改租石代相場引下げ要求を伴う広義の「石代相場」引下げ運動へと、大きく発展していく。

県側はこれに対し、地価検査用石代相場の若干の引下げを示唆したが、県内に二種の相場を建てることについては峻拒する姿勢を示した。そのため以後の「石代相場」引下げ運動の展開は、県側と正副戸長層との、直接対決の様相を呈していった。そしてその一角には、仲兎の父、第三大区二小区戸長たる児玉庄右衛門の姿もみられ

た。

この対決が、五月に入ってから遂に「惣百姓一揆」的性格を有する地租改正反対一揆に発展し、終息する過程については、既に詳細な研究もあるので省略する。⁽⁸⁾

ただ仲兎は、この一揆の過程には直接には参加しておらず、単身中央政府への陳状をはかり、国許と連携しつつ、独自の動きをみせていた。即ち、彼は海路上京し、山東直砥を介して当時元老院幹事であった陸奥宗光に会い、さらに陸奥の紹介を得て松方正義大蔵大輔に内謁、直接県下での石代相場の非理を訴えたのである。しかし結局願いは聞き届けられず、傷心帰郷の途次国許での騷擾勃発の報に接したという。彼自身、一揆の煽動者としての嫌疑を受けたが罰せられず、かえって父庄右衛門が、事件関係者としては最も重い、懲役百日の刑をうけるに至っている。

こうした地租改正反対闘争にかかわった兎玉の一連の言動に関して、従来自由民権思想の影響が漠然と指摘されてきた。確かにその要素は否定しえないとしても、それ以上に我々はここに、「私立の人民」⁹⁾農民としての立場から学問の力を挺子として、「官」による高額の地租設定、即ち上からの文明化を支える地方の富の収奪に敢然と立ち向い、「マルチルドム」をも実践せんとする、福澤啓蒙思想の鬼子としての政治主体の登場をみる事ができるのでないだろうか。もっともこの時期、福澤の農租論は、その文明論とともに既に大きく転回しつつあったのであるが。

明治八年福澤は「国権可分の説」において、人民としてはむしろより「上流」に在る者、ことに士族に期待をかける姿勢を示すに至っていた。これは「貴賤は廻り持ち、貧富は順番」として、「土百姓」にも学問の必要性を説いたこれまでの彼の立場とは異なっており、従ってこれをもって「一身『独立の気力』の啓蒙路線への絶望」⁽⁹⁾

の表明と評価されるのも故なしとしない。

だがこの背後には福澤一流の現実的要請があり、それは当時一方で士族反乱、他方で民権運動という形で反政府的動きを強めつつあった士族層を、人民と規定することによって人民側に取り込み、「官」「民」のエネルギーバランスをとることを企図していたのであった。しかしそれは「官」「民」分裂を構造化するものであってはならず、最終的には「自国独立」に向けて、一体となりうるものでなければならぬ。九年末に執筆された『分権論』において、福澤はその具体的取り込み策を提起するが、それは士族を地方「治権」のために用いることであった。これは最早「下からの文明化路線」の模索と言えるものではなく、この時必然的に「分権」化に伴う「分財」の必要性から政費増大の可能性が強まり、その対策が求められる。そしてこの脈絡の中から、福澤の農租非過重論が初めて登場してくるのである。

即ち『分権論』附録において、「現に今日地方の有様を見るに租税昔年に比して苛烈なるに非ず。土地によりては却て寛なる所もあり。加之豊年も打統て民間は繁昌す可き筈なるに、疲弊の苦情は湧くが如くにして聞くに堪へず。人民俄に懶惰に沈みたる歟。人民の働は一朝に無に帰す可きものに非ず。然らば則ち働かんと欲して仕事なき歟。(事を企てんとして財本なき歟)物を作って売捌の場所なき歟。原因は必ず此辺に在ることならん」という、農民困窮の原因を租税以外に求める視座が打ちだされたのである。啓蒙路線の転向に伴って、福澤の農租認識も旋回しつつあったと言えよう。

そしてこの時点において、租税認識をめぐって福澤と児玉の間に、立脚点の差が既に現われはじめていることは注目に値する。

第三章 実学社結成と租税改革プラン

「粉河騒動」後政治的に覚醒した仲兎は、一豪農として、地租率の五厘引下げ、あるいは民会開設などの上からの懐柔策にもかかわらず、反権力志向を内攻させていった。そして山東・陸奥との関係を深めつつ、明治一〇年（一八七七）六・七月の交、西南戦争に乗じての土佐立志社の政府転覆計画に左袒する動きすらみせるに至る。

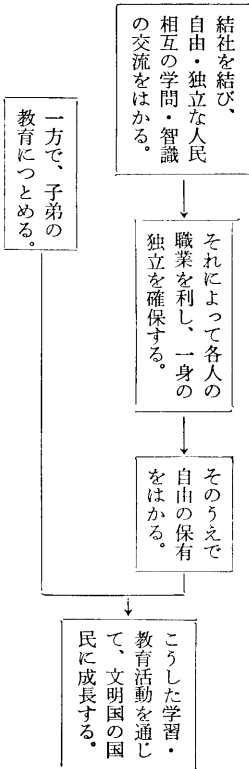
だがこの計画は失敗し、西南戦争も終結に向うが、その直後の一〇年秋から一一年春にかけて、仲兎は地元の若手有志豪農層とともに私学「猛山学舎」及び学習結社「実学社」設立への動きを開始する。それは大きな時代の流れを身近に感じとるなかで、過去の性急な直接行動路線を見直し、原点に立ち返って農村における結社・教育活動を通じて「下からの文明化」、換言すれば「近代国民国家の自生的形成」を企図するものであった。

左に「実学社創立ノ趣旨」を掲げる。

「実学ヲ以テ社ニ名ルハ之ヲ空言ニ托セス実行ニ修ムルノ意ヲ明ニスルナリ吾輩同志者若干ノ資ヲ捐テ共有ノ用ニ供シ以テ社ヲ興立ス宜ク其趣旨目的ヲ掲ケテ之ヲ江湖ニ告ケ又社員ノ之ヲ顧念シテ永ク矢テ忘レサルヲ欲シ乃チ記シテ曰今ヤ宇内其旧観ヲ変シ將サニ大ニ文明ノ域ニ進ントス吾輩人民幸ニ此時運ニ逢フ豈ニ徒ラニ旧様ニ安ンシ空ク草木ト共ニ腐朽スルニ忍ンヤ当ニ應分ノ義務ヲ尽シ各自ノ權利ヲ守リ日本国民タルノ面目ニ背カサルヲ期スヘシ而シテ之ヲ為サントセハ先ツ躬行ヨリ始ム惟フニ吾輩ノ如キ悉ク自由ノ人民ニシテ各自其産業ヲ有セリ政テ餘リ有ルニアラサルモ亦独立以テ衣食ニ給スルニ足レリ但吾輩ノ現状タル学問浅クシテ見聞広カラス智識狭クシテ經驗疎ナリ又各人分離シテ協同ノ力ヲ欠ク是ノ如クシテ年ヲ曠フセバ何レノ日カ進修ノ路ヲ取ン夫レ人各長スル所アリ又短ナル所ナキ能ワス若シ衆相会同シテ其所見ヲ交換シ談論講習知識ヲ磨ン短長相補フテ交義ヲ通セハ麗沢ノ益保持ノ利蓋ン細小ニアラサルナリ夫レ散シテ弱ク集テ強キ

ハ物ノ情ナリ見スヤ颯々タル者之ヲ気筒ニ縮スレハ堅盾ヲ穿ツノ風鎗アルコトヲ又見スヤ涓々タル者会シテ流ルムニ及ンテハ大船ヲ浮スルノ江海アルコトヲ此レ是ノ会ヲ設ル所以ナリ其會員タル悉ク同等ノ人ヨリ成ル社長ヲ立テス行事ヲ置テ当務ヲ処弁シ衆議ヲ以テ社則ヲ為リ各員均ク之ヲ奉ズルノ責アリ主トスル所ハ各自ノ職業ヲ利シ各自ノ独立ヲ固フシ一利アラハ相告テ之ヲ共ニシ一害アラハ相戒メテ之ヲ除キ善ハ則チ之ヲ勸メ悪ハ則チ之ヲ匡サン是則相保持スル義務ニ生スルノ權利ナリ切ニ戒ル所ハ口自由ヲ唱ヘテ之ヲ保有スルノ術ヲ講セス徒ニ政談ヲ事トシテ躬行ヲ顧ミス又民権ヲ借テ政權ニ抗スルノ爪牙トスルノ陋ニ陥ラサルコトヲ唯子弟ノ教育ノ如キハ社員ノ最モ務メサル可カラサル者是レ我社管スル所ノ学校ヲ置テ相督促スル所以ナリ吾輩同志相共ニ実学ノ旨ニ背カサルコトヲ期セン」

この趣旨文は、仲児の手になるとみて間違いないと思われるが、ここには「一身独立して一国独立す」と喝破し、そのための「実学」を奨励した福澤啓蒙思想と、結社の利を説き、これを通じて人民の「権利」の伸長をはかることを強調した従来の民権思想との、見事な融合の精華がみられる。その内容を図式化して示せば、次のようになろう。



実学社の社員資格は、「実学社規則」において「士民ヲ論セス」「凡ソ五百円以上ノ家産アルモノ或ハ其子弟」、又は家産なくも「學術才芸ヲ以テ社中ニ利益ス可キモノ」とされており、具体的には豪農層とその子弟及び知識

人が対象とされていたとみられる。そして社中は平等の精神に立脚して運営され、相互扶助・智識交換・学校教育活動を積極的に行うことになっていた。ただしここで実学社が、小作人を含む一般農民層をはっきりと切り離れたことは、以後の児玉の行動とのかかわりで見落されてはならない。

明治十一年（一八七八）二月、実学社は粉川村千光寺において発足する。メンバーは一七五名と推定される。そしてこの実学社が初めて対外的に行なった活動が、地価に代わる新たな所得検出方法を、県令に提示することであつた。

十一年三月、神山県令から翌月に開かれる地方官会議に向けて、意見があれば上申するようにとの布達を受けて、実学社は児玉が起草した「租税ヲ徴取スルニ宜ク今ノ地価ヲ廃シテ別ニ確實^{（汚レニヤマ）}□^{（取レニヤマ）}所得ヲ検出スヘキノ議」と題する、次のような建議ヲ提出した。

「徒法ハ以テ政ヲ為スニ足ラサルナリ、徒法猶然リ況ヤ濫法ヲヤ、濫法省セス唯ニ政ヲ為スニ足ラサルノミナラス適々以テ乱ヲ為スニ足ルナリ、古ヨリ生民ノ塗炭ニ陥リ一國ノ危乱ニ浜スル職トシテ此ニ之レ由ル、我邦明治六年地租改正ノ事起リシヨリ各地騒然其ノ鬱結シテ発セサルモノ所在皆是ナリ、其甚キ者ニ至テハ数万人民一呼嘯集来耒ヲ執リ竹槍ヲ提ケ人家ヲ火キ官吏ヲ傷ケ慘澹悽惻名状スヘカラサルナリ、幸ニ陳勝末タ起ラス旬日ヲ出ズシテ皆平定ニ属スト雖モ蓋シ万一ノ僥幸ノミ（中略）方今世界万国焉クニ地価ナル者ヲ検出シテ租税ヲ徴スル有ンヤ、是レ其法道理ニ乖離シテ決シテ用ユルニ足ラサレハナリ、我邦何ヲ苦ンテ独リ此不便不正ノ濫法ヲ愛シテ好テ人民ノ疾苦ヲ買ヤ、余等甚々之ヲ解スルニ苦ム、故ニ余等今断シテ曰ク当今政府ハ速ニ之ヲ猛省シ翻然図ヲ改メ所謂地価ナル者ヲ廃シテ別ニ適実ノ所得ヲ検出シ而シテ其租税ハ所得ノ十分ノ幾分ヲ徴スヘシ<sup>宅地原野ノ収税
山林モ之ニ倣フ</sup>（之幾分ノ米ヲ以テ石代金ニ換エ而シテ其石代相場ハ毎年其地ノ平均価額ニ從エバ大ニ便宜ヲ人民ニ与フレトモ如シ政府ニシテ予算ニ害アリトセハ今年ノ平均相場ヲ以テ明年ノ石代相場トスルモ亦甚キ憂ナキナリ、要スルニ此一事ニ至ラハ別ニ輿論ノ掃スル所ニ任ス）如此ハ事簡ニシテ法美ナリ、他日諸税ノ加

ルニ從ヒ竟ニ減ジテ其幾分ヲ徴収セハ億万ノ生靈始テ蘇息ヲ得官民雍々春台ニ登ルカ如ク辺理終ニ揚言ノ期ナク又焉クニ
孤泣ヲ学フモノアラシヤ」⁽¹²⁾

地租改正法を事実上の乱法とみなして、地価廃止を説く言辞は激烈ですらある。しかしこの提言に対し、県令は仲兒らと呼び「公等ノ建議頗ル妙案」として、「今般上京ノ次之ヲ地方官會議ニ付スルカ或ハ別ニ其筋へ開申」するとして、具体的方法につき問うところあつた。

これに応じ、児玉らはその方法の概略を説明し、なお二六日実学社員有志が協議して、周到な所得検出方法を練りあげ、三〇日付を以て上京中の県令のもとに送付した。その全文は次の如くである。

「 所得検出方法概旨

第一条 耕地ハ一般ニ小作米麦ヲ見積リ之ヲ所得トスベシ

第二条 所得ヲ検出スルハ先ツ一町村浦二名ヨリ少ナカラズ十名ヨリ多カラサル委員ヲ地主一同ヨリ公撰シ委員ヲシテ各地主ト協議精査セシム

第三条 一郡中十名ヨリ少ナカラサル鑑定人ヲ公撰シ之ヲシテ町村浦委員ノ調出セシ所得ノ適否ヲ檢閲セシメ若シ不適当ト見込ムトキハ其理由ヲ弁明シ幾回ニテモ調査セシメ必ス其適実ヲ得ルヲ期ス 但鑑定人ヲ公撰スルニ一郡ヲ数区ニ分割スルモ地方ノ適宜タルヘシ

第四条 一町村浦ノ委員及ヒ郡ノ鑑定人ヲ公撰スルハ都テ復撰法ヲ用ユヘシ^(マ)

第五条 府県庁ニ於テハ地租改正係ヲ設ケ鑑定人ヨリ差出セル所得ノ適否ヲ檢査シ其實ヲ得ルト見做セハ直ニ新法施行ノ手順ヲナスヘシ若シ不適当ト見込ムトキハ第三条末文ノ手續キニ從フヘシ

第六条 全国ヲ五六部乃至八九部ニ分チ便宜ノ地エ地租改正事務分局ヲ置キ時々部内ヲ巡視シ彼此權衡ヲ失シ甲乙甘苦ノ弊ナカラシム

第七条 耕宅地等級ハ二十等或ハ三十等ニ分ツモ総テ各地ノ実況ニ從フ

第八条 郡村宅地ハ隣耕地ノ比準ヲ取り市街及ヒ準市街ノ分ハ耕地ノ所得ヲ検出スルノ法□一般他人ニ貸与シテ得ル所ノ数ヲ見積リ之ヲ所得トスヘシ

第九条 塩田ハ竈元諸器械具ラサレハ豪モ收利ナキニヨリ其所得ヲ定ル甚難シ因テ姑ク畑方ノ下等ニ準スヘシ

第十条 桑茶桃梨橘葡萄畑等ハ培養ノ費用不少且ツ^(アヤ)威木ノ歳月久キヲ歴ル故ニ真ニ其植物ニ就テ所得ヲ定ムベカラス類地

米麦ヲ作ル者ニ比準スヘシ 但麻藍甘蔗紅花烟草木綿等ノ類本条ニ準ス

第十一条 山林原野ハ其地相応著育スヘキ收利ヲ見積リ以テ所得ヲ定ムヘシ 但池沼等ノ收利アル類ハ本条ニ準ス

第十二条 地方ニヨリ一ノ耕地ニシテ床土持地味土持ナル者アリテ其所有者二個ニ涉レリ此類ノ所得ヲ定ルハ二個ノ收利ヲ合併セシ数ヲ用ユルハ勿論ナルヘシ

第十三条 所得調査済ノ分ハ一郡一区タリトモ真ニ新法施行スヘシ

第十四条 所得税法実施ノ上ハ予メ改正ノ期年ヲ定メス然トモ歳月ヲ経過スルニ從ヒ人口増減シテ所得ノ多寡ヲ生スルハ勢ノ止ムヘカラサルモノナリ此等ノ地方ニ限り臨議再検参酌ヲ加ルコトモアルヘシ^(B)

これは、「粉河騒動」以来の地租改正反対闘争の理論的到達点であり、地租改正の反措定として提起された、農民の手になる租税改革プランとして注目すべきものである。

そしてそれは同時に見玉の租税論の体系化でもあったが、いまその内容を先の「建議」も含めて敷衍しつつ要約すれば、次のようになる。即ち、県下での旧来の慣習の上に立って、固定的で非実態的な地価に代え、全ての土地について小作人よりさし出す米麦を見積る形で等級分けを行なってその「所得」（現物表示）を決定し、地租の基準とすべきである、というものである。ここでのポイントは三つある。一つは、小作地を前提とし、しかも地価とは全く別箇の現実の売買基準で、土地を評価しようとしていること。元来県下においては、「自作可致者タリトモ先ツ小作ニ宛ルト見做シ小作人ヨリ差出ス全所得米ヲ以テ算ヲ起シ候慣習ニテ売買上ニ於テハ自作小

作ノ別無之⁽⁴⁾」状況であったのである。二つは、「所得」の現物表示（それは必ずしも金納化をきまなければならない）によって変動の余地の大きい米価が、地租の計算基礎の中に、固定的に組み込まれることを避けようとしていること。三つは、「所得」決定については、地主の納得が得られることを極力目指し、そこに至る調査過程での地主参加の道を大々的に提起していること。

こうした提案は、最終的に減租を狙うものであることは言う迄もないが、その立脚点において、「粉河騒動」と異なり、「石代相場」改正などにみられた要求の局地性が払拭されている一方で、あらたに地主的利害が強く押し出されたものとなっていることは否定できない。

なお、こうした要求に対する県側のすみやかな対応が、「粉河騒動」に懲りてのポーズであったことは多言を要しない。

実学社はもう一方で、猛山学舎を改組した実学社猛山学校を経営し、社員とその子弟の教育にあたっている。しかしこれについては、六月に定められた「実学社猛山学校仮規則」⁽⁵⁾が、仲児入社中の慶應義塾の規則である、「慶應義塾社中の約束」（明治六年改訂）を範としたと思われる点を、指摘するにとどめる。

そして同じ一一年の九月、実学社は大阪で開かれた愛国社再興第一回大会に、児玉仲児・山東直砥・千田軍之助の三人を送り込み、一月には愛国社への入社を決議する。これ以後、仲児の民権運動が開始されていく。

第四章 国会開設建白運動

和歌山では、明治一二年（一八七九）三月（二部では四月）に第一回の県会議員選挙が行われ、その結果仲児は

那賀郡から選出され、初代県会議員となった。那賀・伊都両郡から当選した九人のうち、六人までが実学社員であった。

第一回県議会は同年五月開催されたが、この県会を通じての人脈が、翌一三年の実学社を核とする国会開設建白運動に、少なからぬ影響を及ぼすことになる。

明治一二年一二月愛国社第三回大会において、翌年三月を期して国会開設請願運動を起さんとの決議がなされ、全国の民権結社がこれに共鳴し始動すると、実学社もこの流れに乗じて活発な動きを見せる。即ち一三年二月三日、実学社は粉川小学校に臨時会議を開き、国会開設を建言することを決議した。その時の模様は、児玉がまず趣旨を説明し、意見を問うと、実学社以外の有志からも広く署名を集めるべしとの意見が出される。児玉もこれに同意し、「セメテ一千人位イノ印形ハホシキモノナリ山ナシ県ニ於テハ新聞社員ハ該新聞ノ発行止メテ周旋ニ尽力スルヨシ然ラバ当社ニ於テモ（以下空白）」と述べ、結局提案通りに決している。⁽¹⁶⁾

そして翌日には早速県内随一の実力者であり、また県会議長でもある有田郡湯浅町の浜口梧陵のもとを訪れ、有力県会議員との間に打合せを行なっている。かくして国会開設建言書の署名は、浜口を介しての県会議員（県内有力者）ルートと、実学社ルートの二本立てで行なわれた。署名者は百名と推定されているが、そのうち県会議員二九名、実学社員一九名程である。重複者を計算から除外しても、四割強をこの二つのグループが占めており、さらに後の第二回県会議員当選者を含めて考えれば、六割近くに達する。結果から見ると、和歌山県の場合国会開設建白運動は、有力豪農商層を中心に、愛国社系ではなく、一県単位の独自の運動として展開されていることに注目しておきたい。

ところで建白文であるが、最終的には児玉や浜口の上京時、意外にも慶應義塾の協力を得て作成されている。

児玉の「明治十三年日記」三月一三日の項には、次のような記事が見出せる。

「山東鎌田来献白文章定矣山田到于大橋頭橋本佐助訪浜口老人并告建白文成」

従来の研究では見落されてきたが、児玉・山東・山田(万三郎)という実学社メンバーの外に、鎌田栄吉があずかっているのである。鎌田は紀州出身の俊英であるが、明治七年児玉とはすれ違いに慶應義塾に入社、当時義塾の教員をつとめていた。

これに先立って、児玉は上京直後の二月二七日三田の福澤のもとを訪れ、歓談しているが、三月八日再び今度は実学社員山田万三郎と富松泰蔵を伴って三田を訪れ、福澤はじめ鎌田栄吉・渡辺常吉・松山棟庵という、紀州出身の義塾教員グループと会談をもっていた。この後一二日にも児玉は三田で鎌田と会っており、その翌日に建白文が成るのである。とすれば、建白文作成時の鎌田の参画は、むしろ児玉らの働きかけの結果とみられる。

そして実はこの背景には、紀州と義塾との幕末以来の浅からぬ関係があった。これについては先学の研究もあるが、⁽¹⁸⁾ 今必要な限り言及しておけば次の如くである。まず山東直砥は児玉とともに創立以来の交詢社員であり、義塾との距離は近い。また浜口についても、慶應三年以来福澤とは親交があり、この上京時の両者の交流も確認できる。⁽¹⁹⁾ とすれば、児玉・山東・浜口の共通の接点に慶應義塾があり、これに山田・富松らの実学社員も引き込まれる中で、義塾側から鎌田が参画し、建白文が作成されたとしても驚くにはあたらない。

ただ問題は、建白文の内容である。既に農租認識をめぐってひらきをみせつつある児玉と福澤(慶應義塾)の間の国会開設に向けてのコンセンサスが、いかなる形で図られているか、関心のあるところである。

建白文を要約すれば、大略次の如くである。既に府県会が開設され、「内国ノ人心」が進歩をみせつつある現在、国会開設は最早時代の要請である。しかもそれは早期になされるべきである。というのは、政府の歳入は

「地租改正ノ一挙ニヨリ」既に「幾分ヲ減シ」ているにもかかわらず、この「国権ヲ維持」すべき大事な時期に、「鉄道」を敷設し、「海陸軍」を増強し、「郵便船」の振興をはかるなどなすべきことは多い。そこで政府は国財をまかなうために増税を行う他はないが、人民もこれにすぐに応じる訳はなく、その「報酬」として政権の一部奪取、即ち国政参加を求めなくてはならぬ。ならば政府はむしろすゝんでその要求を入れ、早期に国会を開くべきであり、それこそが「官民相和シテ共ニ国事ヲ与ニスル」道ではないか。⁽²⁰⁾

この内容に関して、天賦人權論がみられないことはしばらく置くとしても、国権維持・国威皇張のための増税の必要性を確認した上で、官民の摩擦を事前に避けるべく、納税者の権利としての政治参加の早期実現を求める如き主張は、減租を強く求めていた実学社の要求を反映したものと見なしがたい。それは「むしろ福澤論吉がそのころ塾員松本福昌らの要請に基づき起草した神奈川県下九郡五百五十九町村人民の『国会開設の儀に付き建白』（明治十三年六月七日）の草稿にみずからの国会開設に関する持論を披瀝したのと、その論旨を同じくしている⁽²¹⁾」と指摘される内容となっていると言えよう。

和歌山県の国会開設建白文が、このように慶應義塾流の微温的なものに落ち着いた理由としては、次の三点が考えられる。一つは、この時期インフレの進行に伴って米価が急上昇し、従って小作米販売者たる仲兎ら豪農層の減租への関心が、従来ほど切実なものとはなっていないかったこと。二つは、民権運動が全国的にもたかまりを見せる風潮の中で、仲兎らも国会の早期開設を求めるに急なあまり、その思想的根拠を十分煮つめるに到っていなかったこと。三つは、これが最も大きな要因と考えられるが、実学社が単独の建白運動を放棄し、一県単位での運動に切りかえた時点で、建白文も浜口ら県内有志を含む署名者の意見を最大公約的に取りまとめるものでなければならなかったこと。

そしてこうして出来あがった建白書を、三条太政大臣あるいは太政官に提出すべく、仲児らは三月いっぱい府下において激しい運動を展開していったのである。

ところで、この仲児らの建白運動に対して福澤はいかなる反応を示したであろうか。結論的に言えば、一方における協力的姿勢とは裏腹に、どちらかと言えば冷めた視線をなげかけている。三月一七日付で福澤は、児玉の紹介によって明治七年入社し、当時宮城日報の記者として仙台にあった岩井諦に宛てて、次のように書き送っていた。

「一月十六日の華翰拝見。其前にも毎度御手紙被下候得共何か多事に取紛、誠に御無音、怠慢の罪御海容可被下候。当地相替事も無之、一月以来、塾にて議事演習の事を始め、大人生百四五十名にて、式の如く議場を開き、討論いたし居候。是は当節柄必要の事と存候。和田の幼稚舎は次第に多人数相成、昨今は普請不致ては不叶勢に御座候。畢竟、世間多事の父兄、其子供を托するが為に便利を覚たる事ならん。旧冬より諸方の有志者なる者が続々出京、国会開設の願として中々賑々敷事なり。去年はコレラ、今年は交代して国会年ならん。仙台よりも出たるよし。紀州は児玉仲児の一統出府、浜口儀平も出掛たり。老生輩は唯々見物いたし候積り、コレラは掛念に候得共、国会の見物は安心なり。若き者は騒ぐがよし。年寄は沈着可然。乍憚松倉君へも宜敷御致意奉願候。右、乍延引貴答申進度、早々如斯御座候。頓首

三月十七日

福澤諭吉

岩井諦様

尚以時下御自重専一奉存候。和久君其外諸君え宜敷御伝声奉願候。先達は御地銀行の遠藤敬止君来訪、最早帰県相成候由、御序宜布御致意奉願候。以上」

当時福澤は『国会論』などを発表し、早期国会開設への理解を示していた。開設要求の論拠はともかく、この点では確かに児玉らとの思想的接点があったのである。ただそのための運動は、あくまで合法的手段をもってな

されることを望み、過激に走って官民対立が生じることは、決して彼の首肯しうるところではなかった。その意味で、「蓋し内国に在て民権を主張するは、外国に対して国権を張らんが為なり」という視座は一貫していた。従ってこの時期の福澤Ⅱ慶應義塾は、一方で民間からの国会開設運動に手をさしのべつつ、他方で官民調和に向けて運動の体制内化、即ち改良主義化をはかる言動をとることになる。それはこの年の初めの「交詢社」の設立に端的に象徴されていると思われるが、和歌山県国会開設建白運動に示した福澤の対応も、基本的にはこの延長上にあると見られるのである。

第五章 県会での減税闘争

次に、県会における仲兎の行動を見てみたい。

明治一二年五月第一回県会が開かれた際、議事は地方税をめぐって郡・区地方税賦課の不公平が唱えられ、議会から「郡区地方税分離ノ建議」が県令につきつけられるなど、当初から混乱をきわめた。こうした中で、兎玉の次のような動きが注目される。⁽²⁸⁾(1)地価割税は原案に地価一〇〇に付四六銭とあるが、これは重いので、「参拾銭」内外に減額すべしとの建議を行なっている。(2)戸長以下給料及び職務取扱費につき、これを「地方税外ニスヘキ旨」を内務卿に建議すべしとの動議を提起し、それが可決されるとその建議案の立案委員の一人に選ばれている。(3)町村の合併や戸長役場の設置については「人民ノ自治」に委ねるべきであるとの実学社員中西光三郎の建議を受けて、その建議案の起草委員の一人に選出されている。

これを見るに、前年七月公布された中央集権的官僚支配をめざすいわゆる「地方三新法」(郡区町村編成法・府

県会規則・地方税規則」の路線に對抗して、上「中央」から下「地方」への政治的・経済的圧迫をはねのけようとする彼の立脚点は明らかである。そして以後の彼の議会活動も、この線上に展開されることになる。

翌一三年、国会開設建白運動直後の五月に臨時県会次いで通常県会が開かれた。ここでの児玉の主な活動をまとめれば、次のようになる。(1)警察費の減額修正の動議を提起し、それが可決されると法案減額修正のための委員の一人に選ばれている。(2)勸業費について、植物試作人新設についての実学社員津村重兵衛による動議が可決されると、児玉は「試作人選挙法並に試作人心得書」の原案を提出して議会の審議に供している。(3)教育費について、給与費削除の動議を提起している。

ことに(3)については、単なる費目削除にとどまらず、教育費全般を地方税から除外すべしとの児玉の建議を議会在が議決し、次のような建議書を内務卿宛てに提出するに至っている。

「教育費ノ義ニ付建議

貧民救済ノ事タル人民相互ニ徳義上固ヨリ之ヲ座視スヘキニ非ス然レトモ其教育ナル者ハ其人ノ慈善救助ニ為ルモノニシテ別ニ之ヲ地方税ニ取ルノ性質ニ非サルナリ而シテ今此費目ヲ地方税ニ要セハ必ラスヤ其救助ノ方法ナカルヘカラス既ニ救助ノ方法ヲ明示ス徒ニ人民ヲシテ自立ノ士氣ヲ消耗シテ依頼ノ卑心ヲ起サシムルノミナラス其他冥々裏ニ醸成スル所ノ弊害拳テ謂フヘカラス是レ其ノ法律ト道徳トヲ混同スルノ罪ナリ凡ソ世間金ヲ出スニ道有リ一旦其道ニ依ラサレハ実益ヲ求ムルノ金変シテ弊害ヲ買フノ具トナリ毒ヲ社会ニ播スルモノ古ハ其例寡ナカラス既ニ此法律ヲ以テ人民ノ自立ヲ妨ケ社会ヲ毒スル者トセハ何ソ故ラニ之ヲ地方税ニ要スルヲ為サンヤ之ヲ地方税ニ要セサルモ同民徳義ノ在ルアリ貧民ノ教育ニ差支ナキヲヤ此等ノ情況ナルカ故ニ我和歌山県ニ於テハ該費目ニ限り地方税ヲ以テ支弁セサル義ニ御特許相成度此段議會ノ決議ヲ以テ建議仕候也

明治十三年七月二十四日

内務卿宛⁽²⁴⁾

議長署名

この建議文には児玉の意向が強く反映されている筈であるが、主旨は貧民救済は人民相互の徳義に道德の問題であり、政治の介入すべきものではなく、もしこれを敢えて行なうときは、人民の自立の志気を失わしめ、依頼心を助長する、というにある。こうした議論は、「強者」の立場からのものであるとの批判は避けがたいが、増税に反対しつつ、人民相互の心情的結びつきを重んじ、権力から距離をおくところに人民の「自立ノ志気」を醸成せんとする志向性に、仲兎ら豪農層の矜持をみてとることができる。

またこの一三年通常県会では、問題の備荒儲蓄法が議案にのせられている。これは六月一五日に公布されたもので、災害時窮民に食料・小屋掛料・農具料・種穀料を給与し、また地租(国税分)納入を補助ないし貸与するために、地租の幾分か当たる金額を各個人に供出させるというものだが、この狙いは凶歳租税延納規則を廃止して、窮民の救恤を地域住民に肩代りさせ、さらには凶作時にも地租を確保しようというものであった。⁽²⁵⁾

この法案の施行細則制定・実施については、各府県の議会でも反発を呼んだが、この時和歌山においても副議長中西光三郎の発議により「本案ハ本議會ノ議定ヲ免除セラレントヲ内務卿ニ請フ」ことに決した。その理由は、「備荒儲蓄ノ事タル安民ノ要務ナルハ固ヨリ論ヲ俟タス然レトモ其性質タル畢竟人民相互ノ徳義上ニ成ルモノニシテ法律ノ以テ之ヲ定ム可キモノニアラス⁽²⁶⁾」というところにあった。この議論が先の教育費に關しての立論と、同一線上にあることに留意しておきたい。児玉は「日記」七月三十一日の項に「備荒儲蓄法廃棄可決」とのみ記しているが、その立場はほぼ推測しうるであろう。

一二月に入り、改めて備荒儲蓄法を審議するため臨時県会が招集された。冒頭有田郡山本弥太郎議員が、「本案

ハ前年^(マ)通常会ニ於テ民情ニ適セズ延期ヲ内務卿ニ建議セシモ却下セラレタリ。然レトモ尚県下ノ民情ヲ考察スルニ益不適當ナリ。仍テ本議ニ先チ建議シタシ。臨時会ニ於テハ建議シ得ルモノナルヤ其筋ヘ伺ハンとの意見を出し、これが可決されたため、一月六日付で「臨時県会ニ於テ建議シ得ルヤノ義伺」を県令代理大書記官河野通宛にて提出し、指令あるまでいったん休会となった。だが八日に至り、臨時県会においては建議はできないとの指令を受けると、それに対し県会は異議を唱えた「再応伺」を出したが、認められるところとならなかった。

そこで児玉はみずから、通常県会まで議決猶予を県令に願わんとするの発議を行ない、建議起草委員の一人に選ばれて、一月一六日付で「議決猶予ノ懇願書」を起草・提出した。しかし願意は入れられず、二日付の再度の議決延期懇願もかいたく、そのまま二五日年末とともに議会は休会となった。この段階になると、児玉の反対運動はかなり積極的なものとなっていることが明らかである。

翌一四年(一八八一)一月一日、臨時県会が再度招集された。しかし児玉はじめ過半数の議員が臨場せず、二月七日まで流会となっている。児玉自身は一日の日記に「本日県会開設全欠席」と記しており、備荒儲蓄法について臨時県会での継続審議に、強く反対の意向を持っていたことをうかがわせる。

しかし当該法案が「黙シテ」「面前ヲ通過スルヲ坐視」するに忍びず、各議員は二月八日議場に臨み、ここにおいて備荒儲蓄法を可決した。ただし種々の修正意見が出され、本案第一章第一条に「明治十三年下半年期ヨリ満二十ヶ年」とあるのを、「明治十四年六月三十日迄」と修正することに決し、委員を選んでこれに関連した簡条^(忍)についても修正することとなった。そしてこの修正委員のメンバーにも、児玉は名を連ねている。

こうした議會での児玉の一連の動きは、地租軽減や西南戦争以後のインフレの進行に伴う国庫財政の窮迫から、国庫負担を地方負担に転嫁せんとする、政府の事実上の増税政策に反対するものであることは言う迄もない。そ

してそれは同時に、「地方三新法」のめざす中央集権的官僚支配をはねのけ、「人民ノ自治」を打ち立てようとする志向と表裏一体をなしていた。ここに「実学社」の「下からの文明化」路線に通じるものをみることは、難しくあるまい。

ところがこれとは対照的に、この時期福澤は、はっきりと増税論へと一步ふみ出す主張を行なっているのである。『民間経済録』二編には、彼のそうした立場が集約的に述べられている。

「国権を皇張する為に国財を要するは固より論を俟たず。而して此国財を集るの法如何す可きや。之を租税に徴するの外手段なしと雖ども、其手段甚だ易からず。天下の人心皆国の為に財を費すの必要なるを知り、此財を集めて此政府に托して安心なりと思ふの場合に至らざれば、行はれ難きことなり。故に余輩は今年今月俄に税額を増す可しと云ふ者に非ず。今の事物の有様にては決して之を勸る者に非ざれども、早晚一度は我国の政体も変革す可き景況なれば、立憲政体なり国会開設なり、其名は何様にては唯国民一般にて此れなれば安心と認る所の治風を得たる其時に至ては、人民として國の為に財を出すに憚ることなく、豪も之に吝ならざらんこと今日より期して願ふ所なり。民を休養するとは殆ど古来の通言にして、政府の美事の如くに聞ゆれども、畢竟千百年前專制の下に通用す可き言のみ。」⁽²⁸⁾

即ち国権拡張のため増税はやむをえず、国会を開設し立憲政体が成立することにより人心が安心を得るに至れば、国民がこれに応ずることを願うと言うのである。これは一見和歌山県国会開設建白書の内容と大同小異であり、「国会開設」と「増税」という形で、国権拡張の旗のもとに官民双方に譲歩を強いているところに特徴があるが、よく注意するとその諸刃の剣が今回は「民」に対して譲歩を求める点に比重がかかっている点である。それは言う迄もなく、民権運動の全国的な昂揚に対応したものであった。

そうした福澤の立場は、府県会での民権派の減税運動に対する反対の意志表明に、一層端的にあらわれる。

「去年来府県会の景況を見るに、其精神は専ら費用を減少するの点在て、動もすれば府県庁と人民との間に議論を生ず

るものがあるが如し。(中略) 今後若し時勢変遷治風改革の日に至て、尚も日本全国の人民が今の府県会の精神に従て唯節儉とのみ唱るが如きあらば、余輩の取らざる所なり。一國の独立は其國民一般の負担する所なれば、自から負担する事に就て自から財を吝しむは、自から其事を棄る者と云ふ可し。²⁰⁾

福澤と仲児の「租税」をめぐる立脚点の相違は、一三年のこの時点では基本方向としては対立的様相を帯びるに至っている。そしてそれはつきつめれば、単なる租税認識の差にとどまらず、ともに近代国家の建設を目指すつつも、現政府の自己修正によって立憲政体を導入する中で国民国家の速成を期待する道と、専制政府との対決をいとわず下からの力で立憲政体を打立てつつ国民国家の熟成を図る道という、二つの道の偏差のあらわれであったことは改めて指摘するまでもない。

しかしそれでも、福澤が一方で国会開設を政府にせまる姿勢を保持している以上、まだ両者の接点は失われてはいなかった。加うるに三田派が福澤の思惑を超えて藩閥専制政治を非難し、国会開設を声高に叫んでいた状況も手伝って、明治一四年政変までの時期、民権運動への傾斜を強めつつある児玉と慶應との間には依然として親しいものが認められる。

明治一四年(一八八一)六月上京の際、児玉が再び慶應を訪れ福澤・鎌田らと会談し、三田演説会の聴衆となつていること、さらに有名な「私擬憲法案」(四月)を発表したばかりの交詢社を尋ね「醜金九円」(会費一年半分にあたる)を出していることなどはその証左である。³⁰⁾

第六章 「地稅論」及び慶應義塾との思想的訣別

明治一四年秋の官有物払下げ事件を背景とする民権運動の空前の盛り上がりの中で、児玉は県内民権派とともに大阪の立憲政党的創設にあずかるが、もう一方で浜口梧陵の主唱によりおもに議會を通じて準備がすゝめられていた一県単位の地域結社、「木国同友会」の設立にも尽力していく⁽³¹⁾。だが一四年政変を経て一五年に入ると、県内民権派と立憲政党的の間には思わざる溝が生じ、結局児玉は立憲政党的には入党せず、全国の民権派との連携を欠くなかで木国同友会の民権結社化に向けて精力を傾けていった。

ところが政変後の政府の反動攻勢はきびしかった。ことに一五年六月の政治結社が「支社ヲ置キ若クハ他ノ社ト連結通信スルコト」を禁じた集会条例の改悪は、仲兒らに致命的な打撃を与えた⁽³²⁾。一つは、これによって実学社がメンバーの多くを共有していた木国同友会との並存をはばまれ、一〇月一五日解散を余儀なくされた。社金はそのまま猛山学校に投ぜられることとなったが、これも翌一六年には教育の国家管理化が進行する大勢の中で閉校するに至る。二つは、木国同友会の民権結社化への足がかりであった支部Ⅱ在村活動が制限されることになった。その結果、児玉は浜口ら県内改良派の圧力のもと同友会内部でも活動の基盤を奪われ、その在野における民権活動を封じられていったのである。

また県会においても、同様な事態が進行する。即ち一四年二月常置委員に選出されて以後、児玉の動きは徐々に精彩を欠いていき、一五年六月副議長に選任されると、県会議員に対する規制強化も伴って、その政治的動きはますます不自由なものとなっていった。

このように弾圧と懐柔による朝野における政治的閉塞状況が漸次的に伸展をみせるなかで、仲兒は再び経済こ

とに地租問題へと目を向けていく。

彼の地租軽減運動については、一三年八月「改租請願書草稿」（内容不明）を村代に付して以降、一四年にかけて表立った動きは見られない。このことは彼の減租希求の絶対的減退を意味するのではなく、インフレの進行に伴う米価の騰貴によって小作米販売者たる仲児ら豪農層が有利な立場にあったことを反映し、地租軽減よりむしろ新たな地方税の増加に反対する県会活動が前面に出たことによるとみることができよう。

ところが一五年に入り松方デフレ財政下米価が急落し、加うるに一六年「前代未曾有ノ旱害」に出会や、彼の地租軽減への熱情は政府公約の地租再改正（地価調査）期限がせまったことも手伝って復活するのである。

この段階での仲児の地租に対する理論的立場を明解に示すものとして、明治一七年に起草されたと思われる「地稅論」と題する草稿がある。⁽³³⁾それは某氏（不明）の意見をうけて、それに論駁を加える形で彼が地租についての持論を展開したものであるが、冒頭に某氏の所論を要約している。

「第一我ト万国ト対峙セントナラハ租税到底億万円以上ニ上ササルノミナラス反テ今ニシテ地租ヲ減スレハ他日ハ扱置キ何ヲ以テ今ノ政費ヲ支弁シ得ルヤ」

「第二今我自由改進黨ヲシテ現今ノ政府ニ代テ政ヲ執シムルモ能ク地租ヲ減シテ百分ノ一ニ為シ得ルヤ否ヤ」

「第三我々ヲシテ他日云々タラシムルモ到底地租ハ百分ノ一ニ為シ能ハサルヘシ蓋シ我国古来ノ習慣地租ヲ徴取スルニ便ナル万国其比ヲ見サレハナリ」

これらを見るに某氏の意見は、「万国ト対峙」するためには地租の増徴をはかる必要はあっても、地租率を百分の一に引き下げることなど言語道断である旨であったようである。

これに対する仲児の反論は、各点についてくどいように展開されているが、その要点は、「万国ニ対峙」する

政費捻出を図るためには当面地租率を一率「一分五厘」に引き下げ、「民力休養」をはかつて将来の財政基盤を固めるべきであり、そのための減収分はしばらく政費の節減分をもってこれに充てよというものであった。以下その主要部分を抄出する。

「我国今日ノ貧弱ハ他ニモ原因ハアルベシト雖モ余ハ断シテ地租ノ重キニ過ルカ原因ノ大部分ヲ占ル者トス（中略）徒ラニ歳入ヲ増セバ国権ヲ張ルヲ得ルコトヲノミ知テ而シテ歳入ヲ増スノ方法ヲ果シテ如何スヘキカヲ知ラザル者ハ兎テモ共ニ国事ヲ談スルニ足ラサルナリ（中略）鄙見ヲ約言セハ我国モ万国ト対峙セサル可カラス万国ト対峙セント欲スレハ文明ノ政ヲ施サムル可カラス文明ノ政ヲ施サント欲スレハ政府ノ歳入ヲ増加セサル可カラス政府ノ歳入ヲ増加セント欲スレハ国民ヲシテ豊富ナラシメサル可カラス国民ヲシテ豊富ナラシメント欲スレハ彼等ヲシテ各其業ヲ盛ニセシメサル可カラス彼等ヲシテ各其業ヲ盛ニセシメント欲スレハ農産物ヲ増殖セシメサル可カラス農産物ヲ増殖セシメント欲スレハ農家ニ余裕アラシメサル可カラス農家ニ余裕アラシメント欲スレハ地稅ヲ輕減セサル可カラス而シテ地稅ヲ輕減スルニハ今ハ誠ニ好機會ナリト云ノ論ナリ」

ここで仲兎の地租軽減の主張が、かつての地価に直結する石代相場引下げ要求や、地価に代わる新たな所得検出方法の提起ではなく、地租率の軽減論となっていることに注目しておきたい。それは地租改正の容認を前提とするものであるが、県下においてこの頃旧実学社員津村重兵衛・稲本保之輔らによって展開されていた地価修正を求める立場とは方向を異にしており、一六年末における自由党の土佐派や星亨らの動きに通じるものとなっている。

他方その対極にある某氏の如き国権拡張的地租増徴論は、大蔵当局に代表される当時の政府の意向というより、むしろ明治一四・一五年頃から福澤はじめ三田派の主に高唱するところであった。

既に一四年一〇月、福澤は『時事小言』を上梓し次のような租税論を開陳していた。

「明治九年改正の事を行ひ、当時の予算にても政府は幾分の減租を人民に許したる其上に、改正未だ半に至らずして百分の三を減じて二分五釐と爲し、又これに加るに改正の後五年間の米価を平均して更に改正す可き約束を定め、爾後米価頻りに騰貴したるが故に、約束の如く再び改正するときは租額は必ず大に増加す可き筈なれども、故さらに其期を延ばしたるは之を寛大なりと云はざるを得ず。(中略) 即ち今の政府は改正の後、通貨の価頻りに下落し、此通貨を売て歳費を払ふに苦しみ、正しく人民に向て苦情を訴ふ可きの局に當て、却て自ら改正を延期したる者なり。我輩今人民の一方に眼を注て其個々の私利を謀れば、此改正の始末も甚だ賀す可きに似たれども、聊か眼界を広くして此一國を一家と視做し、其維持保護を以て最大の目的と爲すときは、此財政の始末を以てよく其目的を達するに足る可きやとは問はれて、否と答へざるを得ず。」⁽³⁵⁾

即ち国権の維持・拡張にとつて、現今の地租を中心とする租税は不十分であり、政府の財政々策は寛大にすぎるといふ。それ故福澤は、国会を開き「約束を履て人を制する」厳正の政を行へしと主張する。ここに至つて福澤は初めて漠然とした増税論を乗り越え、租税の支柱をなす地租の増徴を示唆する地点にまで到達したとみなしうる。こうした福澤の租税論の展開は、「顛覆論に性質を改めたるが如し」と自から評するに至る民権運動の熾烈化を前にして、彼自身が「内安外競」の旗のもと自由民権論を捨て、国権論への道を選択したことに呼応するものであった。

それでもこの時はまだ国会開設という増税のための前提条件は失われておらず、又この福澤の主張も交詢社員はじめ反政府的動きを示す門下生達が翼下から陸続と飛び立つ如き状況の下では、三田派の中ですら必ずしも浸透力を持ちえなかつた。しかし明治一四年政変をさかいに様相は一変した。まず第一に、政府が国会開設を約したことで福澤の増租論の歯止めは失われ、以後国権拡張論の鼓吹とともに、一気に地租増徴論の道をつきすすむ。第二に、この時官界から追放され権力の圧力に直面した三田派は、多く福澤翼下に復帰し結束を固めざるを得な

くなった。『交詢雑誌』にもそうした影響はみられ、又一五年一月あらたに発行された『時事新報』では、当初から福澤の論説が中心を占めた。

そしてこのような政変後の慶應側の状況変化のなかで、実は既に国会開設要求という共通の接点を失っていた児玉と義塾との関係にも、異変が生じていたのである。

一五年八月五日『交詢雑誌』第九一号に、「国権論」と題した次のような一文が掲載された。

「国権論 国権拡張
費用 第一 波多野承五郎

国権発揚セサルヘカラス国権ヲ発揚スルニハ海軍拡張セサル可ラス海軍ヲ拡張スルニハ軍艦砲礮製造セサル可ラス海員水兵養成セサル可ラス軍艦砲礮ヲ製造シ海員水兵ヲ養成スルニハ之ヲ製造シ之ヲ養成スルノ費用ヲ供セサル可ラス然ラハ則チ国家一日モ費用ナクンバ国権発揚セサルナリ（中略）凡ソ国家費用ヲ出スノ道ニアリ曰ク租税ヲ課シ国債ヲ起ス即チ是レナリ而シテ此二者ハ其名ト形トヲ異ニスト雖モ其費用ヲ出ス所以ノ源ヲ察スレハ皆ナ是レ国民粒々辛苦ノ膏血ニヨラサルハナキナリ而シテ此粒々辛苦ノ膏血ハ素ト国民生産資本ノ一部ニ充ツル者ニシテ之ヲ賦収シテ軍国ノ用ニ供スルハ則チ是レ国民生産資本ノ一部ヲ減却シテ政府不生産ノ資本トナス者ナリ故ニ国権拡張ノ要ヲ論シテ其費用ヲ供スルノ道ヲ講シ費用ヲ供スルノ道ヲ講シテ国民生産資本ヲ減却スルノ不可ナルヲ見此要務ト此不可トヲ相比較シテ以テ其中庸ヲ得ルハ則チ今日ノ急トスヘキ所ナリ」

ここでは福澤ほど直截的ではないが、やはり国権拡張のための増税論が提起されている。そしてこの直後の八月二六日、児玉は交詢社に宛て退社通知を送付しているのである。「日記」には、「八月二六日 晴 投書于交詢社退同社」とある。ことさら文字を大書しているところに、仲児のこの行為に対する強い決意が感じられる。なお退社は、翌九月一日の交詢社常議員会で承認されている。

それだけではない。一〇月には児玉は、『時事新報』の購入も断っている。そこでこの直前の同紙の記事を追

ってみると、やはりここにも「兵論」と題する先の『時事小言』や「国権論」に通ずる論説が見出せるのである。そしてそれは署名こそないが他ならぬ福澤の手になるものであった。

そこでは、朝鮮半島において七月下旬に起った壬午軍乱と、その結末としての八月末の濟物浦条約をうけて、「自今支那朝鮮ノ交際我外交上ノ第一緊要事（九月七日第一五九号）」との現実認識を基礎に、兵備拡張に向けて挑発的な言辞をつらねた事実上の地租増徴論が展開されている。

「兵備ヲ改進擴張セントスルニ最大一ノ要ハ資金ニシテ資金ノ由テ出ル所ハ其国ノ人民ナルコト固ヨリ言ハズンテ明ナリ（中略）我輩ノ所見ニ於テハ今ノ歳入ハ国民ノ力ヲ竭シタルモノニ非ズシテ民間ニ余力アリト云ハザルヲ得ズ（中略）封建ノ時代ニ当テ三百ノ諸侯ガ領民ヲ取扱フニ正租雑税ヲ綿密ニ賦課シ尚其外ニモ種々ノ課役ヲ命シ御用金ヲ取上ケタルガ如キハ非常ノ事ナリシガ維新廢藩ノ時ニ既ニ人ハ恰モ塗炭ノ中ニ救ハレテ往事ノ疾苦ヲ忘レ次テ明治九年地租改正ノ一舉以來税法ノ寛ナル千古未曾有ノ有様ト云フ可シ」

さらに、『時事小言』の既述の一節を引用しつつ、最後には次のように結論づけていく。

「右の次第ナレバ今ノ日本国庫ノ歳入ハ民力ヲ竭シタルモノニ非ズ民間尚余力アリト云ハザルヲ得ズ既ニ余力アラバ其幾分ヲ出シテ兵備ノ用ニ供シ焦眉ノ急ヲ救フハ国民タル者ノ義務ニ非ズヤ我輩ハ之ヲ信シテ疑ハザル者ナリ」⁽³⁷⁾

米価が急落せる状況の下で、「地租改正」以後の税法を「千古未曾有」の「寛」とし、地租増徴を是とする主張を仲児が黙視するであろうか。「投書于時事新報絶新紙購求」と彼が日記に記したのは、この約一週間後の一月一二日のことであった。

即ち、明治一四年政変による政府の国会開設表明によって共通項を失った児玉と福澤、慶應義塾は、松方デフレが浸透する一五年（一八八二）をさかいに租税論をめぐる、思想的に決定的な乖離をみるに至ったと考えられる。そして福澤『地租論』（一八九二）の出現を待たずとも、児玉が「地稅論」を草した明治一七年の段階に至れ

ば、両者が「民力休養」を重視するか「国権拡張」を急務とするかという、社会を二分せる相反する立場に立っていたことは疑いない。

ここに福澤啓蒙思想の鬼子が、福澤自身に向きあうに至る歴史のパラドクスをみる事が出来るであろう。

と同時に、それにもかかわらずここで両者の思想的対立は、歴史的にはあくまで相対的なものとなっているという点も看過してはなるまい。即ち、福澤はもとより児玉の「地稅論」においても、「万国ト対峙」すべく内において「文明ノ政」を行なう主体は、既に現「政府」であるとされているのである。

それは児玉の地租軽減論が、地価そのものの再検討要求から地租率軽減論へと後退したことに照応しており、そこにはかつて彼が「下からの文明化」に向け「私立の人民」としてみずから主体的にそれを担おうとした情熱を、もはや見出すことはできない。ここに豪農民権運動解体の傷痕を見ないわけにはいくまい。

なお最後に蛇足ながら、明治一五年以降も児玉と福澤の師弟としての私的交流は、とぎれることなく続けられたという一事を付記しておこう。

おわりに

以上児玉仲児の軌跡を、租稅論の展開を軸に、慶應義塾とのかかわりを意識しつつ述べてきた。ここでその内容を繰り返すことはしない。父庄右衛門の動きとの関連、児玉家の土地所有・経営状況の時系列的把握などまだ残された課題は多いが、ここで析出された仲児像が、近代日本国家形成期に果たした豪農の歴史的役割を考える一助ともなれば幸いである。

なお本稿作成については、児玉仲児翁の後裔にあたられる児玉昱子氏から貴重な資料の提供・閲覧など、親身のご助力をたまわったほか、和歌山大学の後藤正人・藤本清二郎両氏にもご協力をあおいだ。末筆ながら記して感謝にかえたい。

（本稿は福澤諭吉記念慶應義塾学事振興基金による研究補助にもとづく共同研究「日本の近代化と福澤および福澤門下生の活動に関する基礎研究」の成果の一部である。）

- (1) 拙稿「明治初年山東直砥の履歴をめぐって」（『和歌山地方史研究』、一九八四・七）参照。
- (2) 『慶應義塾百年史』上巻（慶應義塾、一九五八）四〇七―四三三頁。
- (3) 『福澤諭吉全集』（以下『全集』と略す）一九巻（岩波書店、一九六二）五〇八―五一〇頁。
- (4) 児玉家文書、『和歌山県那賀郡誌』には、「読売紙上に掲げたる氏会心の作」とあるが、同年中の同紙上に掲載された形跡はない。
- (5) 奥田晴樹「和歌山県の地租改正―明治初年の地域行政と地租改正事業―」（『ヒストリア』八八号、一九八〇・九）。
- (6) 『和歌山県史』（和歌山県、一九七八）近現代史料四（以下『県史』と略す）六六六・六六七頁。
- (7) 『県史』六六八・六六九頁。
- (8) 井上縫之助「粉河騒動」（粉河町郷土誌編纂会『郷土』一九三五・三）、後藤靖「和歌山県地租改正反対一揆」（『立命館経済』九ノ一、一九六〇・四）、有元正雄「地租改正と農民闘争」（新生社、一九六八）、奥田晴樹「地租改正をめぐる農民闘争」（津田秀夫編『近世国家の解体と近代』塙書房、一九七九）。
- (9) 安川寿之輔「学校教育と富国強兵」（『岩波講座日本歴史』一五、一九七六）二二三頁。
- (10) 『全集』四巻、二九六・二九七頁。
- (11) 『県史』一四三・一四四頁。
- (12) 『県史』一四五―一四八頁。
- (13) 児玉家文書。
- (14) 奥田前掲論文、『ヒストリア』四二頁。
- (15) 『県史』一五九―一六一頁。
- (16) 増田毅「紀北地方における自由民権運動―児玉仲児を中心に―」（『和歌山県史研究』二、一九七四・九）、同「和歌山県における自由

- 民権運動」(『和歌山の研究』四、清文堂、一九七八)参照。
- (17) 『全集』一九卷三四四頁。
- (18) 会田倉吉「紀州と福澤諭吉」(『史学』四三卷一・二号、一九七〇・五、梅溪昇「和歌山県地域近代化の特質」(『和歌山の研究』四、多田建次「福澤諭吉と和歌山」(同上)などがある。
- (19) 『全集』一七卷、七二頁。
- なお参考のため、実学社員と慶應義塾の関係を左に掲げておく。

実学社員	慶應義塾との関係	入社証人	備考
松山管吾 林善一郎 ○本多桶三郎 林謙之輔 ○山東直砥	弟・松山棟庵、慶応二年一月入社 長男・林倬吉、明治九年三月一三日入社 長男・本田和一郎、明治十一年一月二〇日入社 養子・林俊亮、明治九年三月二〇日入社 長男・山東宗、明治一七年九月廿四日入社	太田重蔵 海老名晋 松山棟庵 山東直砥	棟庵は、義塾医学所を開設。 倬吉は、のち植木枝盛と接触。 和一郎は、共修学舎をひらき、又 俊亮は、医学所入社。 直砥は、陸奥宗光と親交がある。

(注) ○印は「粉河騒動」にかかわった者。児玉については省略。

- (20) 『県史』一五二一―一五四頁。
- (21) 梅溪前掲論文、四三頁。
- (22) 『福澤手帖』二五(福澤諭吉協会、一九八〇・六・一・二頁)。
- (23) 『明治十二年和歌山県会誌』(和歌山県議会図書館蔵)
- (24) 『和歌山県議会議史』(和歌山県議会議、一九七〇)第一卷、四七九・四八〇頁。
- (25) 後藤靖「自由民権」(中央公論社、一九七二)
- (26) 『和歌山県議会議史』第一卷、四八〇頁。
- (27) 『明治十四年県会誌』(千田家文書)
- (28) 『全集』四卷、三八二頁。
- (29) 『全集』四卷、三八二頁。
- (30) 『明治十四年日記』(児玉家文書)
- (31) 後藤正人「紀州民権派の憲法・法律研究と権利運動―猛山学校と実学社を中心として」(『和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要』第二号、

一九八二

- (32) 後藤正人「民権期和歌山県の人権状況と社会科教育―集会・結社・表現の自由をめぐる―」(和歌山大学教育学部教育研究所報、六) 七八・七九頁参照。
- (33) 「児玉家文書」。
- (34) 高嶋雅明「和歌山県における地租改正と地価修正運動」(紀州経済史研究叢書、第二五輯、一九七八・九) 『全集』五卷、一六一・一六二頁。
- (35) 「明治十五年日記」(児玉家文書) 傍点は筆者が付したが、この部分の文字が原文では大書されている。
- (36) 「時事新報」明治一五年一〇月七日、一八四号。
- (37) 「時事新報」明治一五年一〇月七日、一八四号。